

令和7年度 岡山市ブランド農産物  
プロモーション業務 仕様書（案）

令和7年4月

岡山市 産業観光局 農林水産部 農林水産課

## 第1章 業務趣旨

### 第1節 業務目的及び概要

岡山市では令和3年6月に策定した「岡山市第六次総合計画後期中期計画」において「多彩で活力ある農林水産業の振興」を政策のひとつに掲げ、知名度を高めるPR活動を行うことで、品質の高い農林水産物の販路拡大や消費拡大、ブランド力の強化を図ることとしている。

令和7年度 岡山市ブランド農産物プロモーション業務（以下、「本業務」という。）は、受託者及び岡山市が、集客力及び情報発信力の高い飲食店と連携し、岡山市産ブランド農産物（以下「ブランド農産物」という。）を使用したオリジナルメニューを創作、飲食店で提供するフェア（以下「地産フェア」という。）を開催することにより、ブランド農産物の認知度向上と販路拡大を目的としたものである。

※本業務において、ブランド農産物として推奨する品目は、次のとおりである。

黄ニラ、パクチー、牧石ねぎ、千両なす、れんこん、ぶどう（シャインマスカット）、乳製品

### 第2節 業務期間

本業務の期間は、契約日から令和8年1月30日（金曜日）までとする。

## 第2章 業務内容

本業務の目的を達成するため、受託者は下記内容をすべて実施すること。

### 第1節 地産フェアに関すること

#### 第1項 企画全般に関する業務

ア 業務目的を踏まえて、適切な実施方針を設定すること。

イ ブランド農産物の認知度向上と販路拡大を促進するため、ブランド農産物を使用したオリジナル地産メニューの開発及び地産フェアを実施すること。

ウ 概要

実施期間 令和7年9月中旬から10月上旬（予定）

開催場所 大阪府内にある飲食店

エ 事業目標 生産者と飲食店の新規取引継続件数 令和7年度 3件

（取引継続とは、地産フェア終了後においても地産フェア参加の生産者と飲食店が引き続き取引を行っているもの、あるいは出荷時期の問題で取引が一旦終わったものの、来シーズン飲食店が取引継続を希望し、生産者へ意向を伝えており、納品ルートが確立できているもののことをいう。）

オ 事業の詳細 ・大阪府内にある集客力及び情報発信力の高い飲食店（※）を15店舗以上選定し、ブランド農産物をはじめとする本市の魅力を発信する地産フェアを行うこと。

・各店舗においてブランド農産物を使用した地産メニューを開発し、地産フェア実施期間中、提供すること。

・地産メニューを提供するにあたり、料理人やスタッフによる口頭での情報発信、メニュー表への記載等、ブランド農産物を使用していることや食材の魅力について、地産メニューを飲食する人に効果的なPRとなる方策を講じること。

・地産メニューの実施について、来店者に対しての訴求力向上に努める

こと。

- ・受託者は岡山市と協議し、岡山市内の生産者から当事業に参加する者を募集すること。
- ・当事業をとおして、本市の認知度向上や観光誘客につながるような提案とすること。

※集客力及び情報発信力が高い飲食店とは、メディアや雑誌等で店舗情報が取り上げられた実績がある店舗のこと。

カ 地産フェア期間中のメニューの売上数、農産物の取引数・金額を取りまとめ、岡山市に報告すること。

## 第2項 地産フェアで使用するブランド農産物の納品および受発注管理等に関する業務

ブランド農産物の受発注については、生産者または生産団体等が運営するオンラインサイトが活用できる場合、オンラインサイトの活用を推奨する。生産者から飲食店への納品等が円滑に行われるよう、フォローを行うこと。また、必要に応じて各飲食店からの注文書の生産者への取り次ぎや受発注に要する書類等の作成等、納品までの段取りについて調整、フォローを行うこと。

## 第3項 シェフ等へのブランド農産物等の魅力発信に関する業務

ブランド農産物の産地の魅力発信、効果的なPR、魅力的なオリジナル地産メニューの開発、取引継続に繋がるよう、地産フェア開催までに事業参加生産者の生産現場等を4ヶ所程度巡るツアーを実施し、生産者からブランド農産物をPRする商談会を設けること。

## 第4項 アンケートの実施に関する業務

事業の効果を測るため、地産フェアに関するアンケートを実施すること

- ・参加飲食店、生産者に対して、地産フェア終了後の取引継続の意向確認
- ・参加飲食店、生産者、メニュー購入者へのアンケートの実施・集計（ブランド農産物の認知度や印象の変化、感想、意見など。）
- ・昨年度事業に参加した飲食店の取引継続状況に関するアンケートを実施すること。
- ・メニュー購入者から多くのアンケート結果を回収するために工夫すること。
- ・アンケートの質問項目は岡山市と協議し決定する。
- ・メニュー購入者アンケートの回答者に対し、プレゼントキャンペーンを実施すること。提供するプレゼントは岡山市と協議し決定する。

## 第2節 広報宣伝に関すること

事業効果が最大限に得られるよう効果的な情報発信を行うための広報宣伝を実施すること  
ア 広報宣伝媒体の選定・契約・企画・制作等全般を行う。

イ 媒体の選定にあたっては、事業効果が最大限に得られると想定される媒体を選択し、広報を実施すること。

ウ その他告知ツールの制作、またはSNS等の活用により、効果的な広報宣伝を行う。

## 第3章 業務実施の条件

### 第1節 定例会議の実施

#### ア 業務開始時会議（1回）

本業務の開始にあたり、契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認、協議等を行うための業務開始時会議を開催すること。

#### イ 定例会議（月1回以上）

本業務の実施にあたり、本業務を適正かつ円滑に実施するため、定例会議を開催し、本業務の報告をするとともに、監督員と協議の上、本業務の進捗確認を行うこととする。

#### ウ 随時会議

緊急を要する事項が発生した場合又は監督員が必要と判断した場合は、上記の会議以外にも随時会議を開催する。

#### エ 会議日時及び場所

- ・日時：本業務の契約締結後に監督員と受託者の協議により決定

#### オ 打ち合わせ記録の作成・提出

受託者は会議終了後、速やかにその打合せ記録を作成・提出すること。

### 第2節 報告義務

本事業実施中、トラブルが発生した場合には、必要な処置を講じるとともに、直ちに岡山市及に報告しなければならない。また、対応を行った場合は、処置後に報告書を提出すること。

### 第3節 適用範囲

本仕様書は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務を効果的に実施する上で必要な業務については、岡山市との協議の上、受託者の負担と責任において誠実に履行すること。

### 第4節 協議

本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができる。なお、協議で決定し、又は岡山市が指示した事項等について、受託者は定期的とその進捗を報告すること。岡山市が必要と認めたときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を三者の協議により定めるものとする。

### 第5節 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、岡山市の承諾を得なければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 委託業務着手届
- (3) 工程表（委託作業表）
- (4) 業務責任者届
- (5) 下請負通知書（本業務の一部を再委任する場合に限る。）

## 第6節 知的財産権等

- (1) 受託者は、本業務の委託範囲内で製作した成果物及び制作物の素材データが著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を、本委託業務完了時に岡山市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本業務において製作した成果物が著作物に該当する場合において、岡山市並びに岡山市より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (3) 受託者は、本業務で製作する成果物（広報媒体等）に第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）を使用する場合には、受託者の負担により岡山市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 本業務において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

## 第7節 法令・条例等の適用

受託者は、本業務の実施にあたり次に掲げる法令・条例等を準用し、これを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則
- (2) 個人情報保護に関する法律
- (3) その他の関係法令

## 第8節 秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務上知り得た秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は岡山市の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたっては、「個人情報保護に関する法律」に準じて取得した個人情報はその取扱いに最大限の注意を払うこと。

## 第9節 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、岡山市の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わない。

## 第10節 貸与資料等

受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、岡山市が提供することが可能な資料等は、岡山市が受託者に無償で貸与するものとする。

貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業

務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は岡山市に返還しなければならない。

### 第 1 1 節 業務報告書

受託者は、本業務終了時に岡山市に業務報告書を提出すること。提出する報告書は、すべて日本工業規格 A 列 4 版（一部 A 列 3 版可）にて作成し、2 部提出すること。合わせてウイルス対策ソフトにより検査した上で、電子媒体（CD-ROM 又は DVD-ROM）による報告書データも 2 部提出すること。その他、本業務において報告すべきと考えられる事項については、岡山市と協議の上報告すること。

### 第 1 2 節 その他

- (1) 本業務の開始から終了までの間、経過内容全般を常に把握している専任担当者を置き、円滑な実施のために定期的に岡山市と連絡調整を行うこと。また、月に 1 回程度、進捗会議を開催し、専任担当者を参加させること。
- (2) 本業務に当たり使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (3) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (4) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を岡山市に提示しその承認を得ること。再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (5) 本業務に係る各種の証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- (6) 本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わないものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに岡山市と受託者とが協議して決めるものとする。